

# 長徳寺永代供養塔「霊鷲浄苑」使用規則

(名称・目的)

第一条 宗教法人長徳寺の永代供養塔を「霊鷲浄苑」と称します。

第二条 本規則は宗教法人長徳寺が経営・管理する納骨堂（以下霊鷲浄苑という）に申込者が指定する方の納骨及び委託供養が適切に行われることを目的としています。

(納骨及び委託供養)

第三条 申込者は管理者の定める期日までに供養料を支払わなければなりません。

第四条 申込者は使用申込書と住民票を宗教法人長徳寺（以下管理者という）へ提出し、永代供養委託承認書の交付を受ける事とする。

第五条 納骨は焼骨のみとし、納骨の際には各市町村の発行する「火埋葬許可書」あるいは「改葬許可書」を提出する事とする。

第六条 管理者の承認を得ず、申込者の指定した方以外の遺骨を納めることはできません。

第七条 合祀墓の機能上、納骨後のご遺骨はお返しできません。

第八条 納骨の際の法要儀式は管理者により執り行われます。

第九条 供養とは申込者の指定する方の焼骨を永代供養塔に安置し、仏教の教義に基づいて歴代の管理者が供養の祭祀を行うことをいいます。

第十条 「墓地埋葬等に関する法律」等現行法規が改正された場合には、本規則も改正されることがあります。

第十一条 上記に記載のない事項については、その都度管理者が決定致します。

第十二条 本規則は平成三十年四月一日より施行します。

霊鷲浄苑永代供養塔 使用申込書

年 月 日

申込者氏名 (フリガナ)

生年 明 大 年 月 日  
月日 昭 平

現住所 〒 ー

本籍地 〒 ー

TEL ( ) ー

TEL ( ) ー

納骨者

氏名 (フリガナ)

男 続 柄  
・  
女

生年 明 大 年 月 日  
月日 昭 平

没年 明 大 年 月 日 才  
月日 昭 平

戒名 (フリガナ)

供養委託料 円

霊鷲浄苑永代供養塔 供養委託認証書

申込者 :

供養者 :

長徳寺永代供養塔「霊鷲浄苑」使用規則により本認証書を交付します。

宗教法人 長徳寺

年 月 日

〒518-1403  
三重県伊賀市炊村 1 7 0 0  
TEL 0595-47-0671